

模擬国会を通じた「能動的法学学修」の試み

——シンポジウムの報告——

手塚崇聡 *Takatoshi TEZUKA*
 岡田順太 *Junta OKADA*
 岩切大地 *Daichi IWAKIRI*
 大林啓吾 *Keigo OBAYASHI*
 横大道聡 *Satoshi YOKODAIDO*

Abstract

This paper is a report of our symposium on “Active Learning of Law through the Moot Diet” held at Sugiyama Jogakuin University on 13 June 2013. The “Active Learning of Law” is a way of teaching or learning of law through which the students participate in practical activity, like discussion, debate, and so on. Our point is that the Moot Diet is one of the best methods for “Active Learning of Law”. In the Symposium, we lectured to students on the National Diet system, and guided them in doing their Moot Diet in practice. This paper analyses the students’ reaction of doing Moot Diet, and insist that the method of Moot Diet serves very well the purpose of “Active Learning of Law”.

キーワード： 能動的学修 アクティブ・ラーニング 法学教育
模擬国会 模範議会

I はじめに

1. 大学に求められている教育

平成24年3月26日に出された中央教育審議会大学分科会大学教育部会の『「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」(審議まとめ)¹⁾』によれば、今大学には、次の2点について学生に教育することが求められている。すなわち、「①大学において『答えのない問題』を発見してその原因について考え、最善解を導くために必要な専門的知識及び汎用的能力を鍛えること」、そして、「②実習や体験活動などを伴う質の高い効果的な教育によって知的な基礎に裏付けられた技術や技能を身に付け」させる教育である²⁾。そしてそのために、「高校から大学にかけての学びの質の転換」、具体的には、「知的に成長する課題解決型の能動的学修(アクティブ・ラーニング)³⁾」を大学に要請している。

それでは、アクティブ・ラーニングとは何か。「審議まとめ」によると、アクティブ・ラーニングとは、「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称」であり、「学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた

汎用的能力の育成を図る」ものである。具体的には「発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である⁴⁾」とされる⁵⁾。

2. アクティブ・ラーニングが強調される背景

このような用語が強調されるようになった背景にはどのような事情があるのだろうか。「審議まとめ」によれば、高度成長社会に求められた均質な人材ではなく、現在は「生涯学ぶ習慣や主体的に考える力を持ち、予測困難な時代の中で、どんな状況にも対応できる多様な人材⁶⁾」が必要とされる⁷⁾ところ、そのような人材は、「受動的な学修経験では育成できない」(傍点は引用者)と考えられているのである⁷⁾。

そのほか、能動的学修が強調される背景として、学習効果の高さを指摘するもの⁸⁾、ジェネリック・スキル(汎用的能力)の習得に焦点が集まっていることを指摘するもの⁹⁾などもあるが、いずれにせよ、こうした指摘から、学生が社会において必要とされる能力を養うために、大学教育において「主体的に」考える能力を身に付けさせることが必要である、という認識が共有されていると思われる。それ故に、「『生涯学び続け、どんな環境においても“答えのない問題”に最善解を導くことができる能力』を育成することが、大学教育の直面する大きな目標」とされているのである¹⁰⁾。

3. 法学教育の質的転換に向けて

それでは、筆者らの専攻する憲法を含む法学教育においては、具体的にどのような能動的学修が求められることになるのだろうか。法学における能動的学修というときに、ただちに思い浮かぶのは模擬裁判であろう¹¹⁾。この点、筆者らがこれまで実践してきた「模擬国会」という試み¹²⁾も、①ロールプレイ形式で主体的に学ぶものであることは、模擬裁判と共通する。また、②現実の立法過程に比較的忠実な流れで行い、議会の意思が形成される過程を知るものであることから、入門的な授業でも導入可能であるというメリットも、裁判過程を扱う模擬裁判と同じである。だが、模擬国会は、③現実のものであれ架空のものであれ、様々な内容・テーマの法律案を作成・審議するという学習に応用可能である。これに対して模擬裁判は、たとえば憲法のみを争点にした事件が扱えないなどテーマが限られるし、また、現実の司法過程を忠実に再現するほど様々な法分野の知識が不可欠となるなど、方法論あるいは学びの手法としての限界も存在する¹³⁾。模擬国会には、「審議まとめ」が求める「能動的学修」を満たす要素が多く含まれていると考えられるのである。

このような見地から、筆者らは椋山女学園大学現代マネジメント学部において、「模擬国会を通じた能動的法学学修」というシンポジウムを開催し、その実証と検証を試みた¹⁴⁾。本稿は、そのシンポジウムの報告である。

II 梶山女学園大学における実践

本シンポジウムでは、①国会とは実際に何をするとところか、委員会とは何か、法律とはどうやって作られるのか、といった論点について、まずは講義形式で説明したうえで（**前提知識の教授**）、②法律成立までの流れを実際にロールプレイさせ（ただし、時間の関係で本会議は省略し、模擬委員会だけ開催した）（**能動的学修**）、③その後、他国との比較の視点を入れて日本の国会審議の特徴を際立たせるための説明（**付随的学修**）を行った。

本シンポジウムには、本学部の1年生から4年生の学生が約30名参加した。当日のシンポジウムの流れは、次の（表1）のとおりである。

（表1）当日の進行の流れ

学修の内容	進行	担当者	時間
導入	シンポジウムの趣旨説明と講師紹介	手塚	10分
前提知識の教授	日本の国会、法案作成過程の説明	横大道	約40分
	休憩		10分
能動的学修	模擬委員会開催準備		約10分
	模擬委員会の実施	岡田	約40分
付随的学修	アメリカ議会の説明・解説	大林	約20分
	イギリス議会の説明・解説	岩切	約20分
	学生の感想・質問作成時間	手塚	約10分
能動的学修	質疑応答	全担当者	約15分
	まとめ	手塚	約5分

1. 前提知識の教授——日本の法律の制定過程についての学修

能動的学修として模擬国会を行うためには、その土台となり得る前提的な知識が必要になる。そこでまずはその前提知識の部分、すなわち、「法律の基本的な仕組み」「法律の原案の作成過程」「国会での審議過程」についての基礎的な説明を行った。

(1) **法律の基本的な仕組み** 「法律の基本的な仕組み」については、まず法律の名称、法律番号、法令の数、法令制定形式（①新規制定法、②一部改正法、③全部改正法、④廃止法）といった、法律それ自体についての基本的な説明を具体的に示したうえで、憲法などの法令や慣習に基づいて行われる立法の流れについて解説した。このような解説を行ったのは、法律自体への興味・関心を引き出すためであり、また法律制定というルール作りにもルールがあるということを認識してもらうためである。

(2) **原案の作成** 次に、具体的な法律制定過程の入り口である、法律の原案作成について若干詳細に解説を行った。周知のように、法律案は、①国会議員による発議（国会法56条）と②委員会による提出（国会法50条の2）、③内閣による提出（憲法72条）、の3つの方法があるが、重要法案の多くが③であるため、特に③についての

解説——法律案の原案は原則として所管する各省庁において作成されること、主管省庁が作成した法律原案に対する内閣法制局の審査、各省協議等——をした。このように若干詳細な解説をしたのは、国会以外の機関も法律制定の過程で重要な役割を果たしていることを強調するためである。実際、模擬国会をよりリアルなカタチで行おうとする場合には、こうした法案の原案作成や想定問答集の作成などもまた、「模擬」することが必要となる¹⁵⁾。

(3) **国会での審議** 次に、「国会での審議」について、国会法を踏まえた解説を行った。これは模擬国会を行う際に必要となる前提知識の中でも非常に重要な点であるため、若干詳細に説明を行った。

まず、委員会中心主義（国会法56条2項）と審議における「趣旨説明→質疑→（公聴会）→討論→採決」という審査の流れのなかで、様々なアクターが関与していること——例えば、官僚が質疑に対する答弁の作成をするために、事前に質問者から質問内容を聞き出し、大臣等の答弁を用意したり、あらかじめ想定問答集を作成したりするという実態——を強調した。これはよりリアルな模擬国会を行う場合に重要と考えたからである。本会議の審議については、「委員長報告→質疑→討論→採決」という審査の流れが採られていること——そしてしばしば省略されていること——、可決または修正可決された法律案の辿る道筋——もう一方の院に送付され、同様に委員会審査、本会議審査が行われ、両議院の議決が一致した場合、国会の意思が成立すること（憲法59条1項）——について説明した。また両院協議会と衆議院の優越（憲法59条2項）についても説明を行い、最後に法律の公布についての解説を行った。

(4) **留意したポイント** 先にも述べたように、模擬国会は法律の制定過程を「模擬」するわけであるから、その前提となる法律の制定過程やそれにかかわる様々な機関の作用、そして審議の方法などについての知識が最低限必要となってくる。そして、講義で得た知識を定着させ、活かせるようにするためには、ロールプレイのような能動的学修が有効であるということが筆者らの考えである。そのため、模擬国会を行うために必要な知識を過不足なく解説すること、これがこの段階で我々が留意したポイントである。

2. 能動的学修——模擬委員会の実践

さて、本シンポジウムのメインは模擬委員会の実践である。学生にとっては初めての試みであるため、適宜解説をはさみながら、実践を試みた。

(1) **シンポの趣旨説明** まず模擬委員会を実施する前に、その目的や意義についての若干の解説を行った。それは法的教養を教授したばかりの学生を能動的学修に突然移行させても、学生自身がそれを行う意義を十分に理解できないと考えたためである。

はじめに模擬委員会を行うに当たって、改めて本企画の目的が「委員会・本会議での法案審議をロールプレイ形式で模擬体験し、国会運営についての理解を深めること

にある」点を強調した。そのうえで、こうした模擬委員会を行うことの意義として、①法律案が審議・採決されるまでの過程を学ぶこと、②法律案の内容を学び、それを国会質疑に反映させることで、現実のさまざまな社会問題について考えること、③法律案に関する様々な問題を調べ、検討し、他人に分かりやすく問題点を伝える技術を習得することを明確にするとともに、今回は①をメインに実践する旨を学生に告知した。そしてこれまで筆者らが行ってきた、「模範議会プロジェクト」を紹介しながら、模擬国会の全体像を学生に理解させるように努めた。

(2) **学生によるロールプレイ** 以上のような解説を行った上で、参議院特別体験プログラムの委員会用の台本を用いて模擬委員会を行った¹⁶⁾。まずはシンポジウムに参加した学生のうち、ランダムに数名を選び、委員長1名、委員2名、国务大臣1名、副大臣1名、大臣政務官1名の役をその場で指名し、適宜教員による説明を交えながら、さらに実際の委員会を忠実に再現するために適宜解説や説明をしながら、台本上のそれぞれその役割を演じてもらった。

模擬委員会の実践に当たっては、実際の委員会の議事進行手順に従って、開会宣言、法案審議手続（趣旨説明、質疑、討論、採決）、散会宣言という順番で行い、学生には担当する役職を演じてもらった。その際には、——委員の呼び方、発言の仕方など——実際の委員会をなるべく忠実に再現することを心掛けた。基本的には台本上の役職とセリフを読み上げてもらいながら、法案審議手続ごとに適宜教員からの解説を加え、学生に約15分程度の委員会審議を模擬体験してもらった。そしてその後、筆者らのうちの一人が、実際に慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス（SFC）で行った模擬国会の様子の映像を紹介し、今回行った模擬委員会との違い、すなわち SFCで行った模擬国会では法案作成から学生が行っていることや、本会議の「模擬」まで行っていることなどを説明した。

(3) **留意したポイント** シンポジウムに参加した学生の多くが、法学的知識を体系的に学習した経験を欠いていたため、模擬委員会を漫然とロールプレイさせてもその教育効果は薄いと考えられた。そのため、適宜、教員の側から「今何をしているのか」「どの段階にあるのか」「実際の審議ではどのように議論しているのか」といった解説を加えることにした。その際には、実際に講義で得た知識を活かしてもらうため、「前提知識の教授」の段階で得た知識に基づく解説をするように留意した。

さらに、「模範議会プロジェクト」は、議会運営の体験的な学修を目的とするものであって、特定の政策や党派に賛成・反対の意思を示すことや政治的意見を主張すること自体を目的とするものではないということを強調した。今回の模擬委員会も同様に、議会運営の体験という点に焦点をあてることが重要であることを学生に対して周知するとともに、比較的党派対立が起きにくいと思われる台本を選んだ。これがこの段階で我々が留意したポイントである。



シンポジウムと模擬委員会の光景

3. 付随的学修——アメリカとイギリスの議会の説明・解説

本シンポジウムでは、「前提知識の教授」と「能動的学修」を補完・補強するための学修として、模擬委員会の実践の後に、比較の視点から、アメリカとイギリスの議会の制度や概要について説明を行った。

(1) 説明内容 アメリカについては、大統領制における立法過程の特徴、上院と下院との関係といった基礎知識を説明したうえで、日本との違いを意識しながら、法案の提出、委員会の審議、本会議といった立法過程についての説明を行った¹⁷⁾。そして大統領と立法との関係、立法をめぐる様々な問題についての説明を行い¹⁸⁾、アメリカの特徴としては、議員個人の独立性が高いこと、立法後も政治部門間の動向により変動が生じやすいこと、連邦制という複雑さがあるということについて説明を行った。

イギリスについては、イギリス議会の構成が日本と同様に二院制であり、貴族院と庶民院で構成されていることや、議院内閣制を採用していること、また女王の特徴やその議会との関係など、イギリス議会に関する基礎的知識を説明したうえで、立法過程の流れの説明について映像資料¹⁹⁾を用いながら、実際のイギリス議会の討論、議会の開会の様子についての説明を行った。

(2) 留意したポイント 「前提知識の教授」「能動的学修（模擬委員会の実践）」を経て、再び日本の話をするのはほくどくと思われた。そこで「付随的学修」では、外国の議会や立法過程の解説を行うことにした。それは、そのことによりこれまでに得た知識を比較のなかで定着させることが可能となり、かつ、日本の仕組みの特徴を際立たせてその問題点や特殊性を理解させることが可能となると考えたためであ

る。また、この段階で細かな知識を教えようとすることで、模擬委員会で得た知識がぼやけてしまう恐れもあったため、概要のみの説明にとどめるよう心掛けた。

それとともに、付随的学修では議会内の様子についての映像資料や、クイズ形式を導入するなどして、学生の興味関心をつなぐことに留意した。この点については、後述する学生の感想にも表れているように、おおむね楽しんで日本との違いを学ばせることができたのではないかと思われる。

Ⅲ シンポジウムに対する評価

椋山女学園大学において行われたシンポジウムの概要は以上の通りである。以下では本シンポジウムで得られた感想をもとに、この企画が「審議まとめ」において示された能動的学修として機能したかという点について、若干の検討を加えることにしたい。

1. 学生の感想

筆者らは本シンポジウム後に、模擬委員会の実践が学生にとってどのような意義を有しているかという点を確認するために、次の質問と感想の提出を学生にお願いした。質問は、

- ①日本の国会、法律の制定過程の説明を受けてどのように感じましたか。
- ②模擬委員会を体験・聴講してどのように感じましたか。
- ③その他、総合的に見て今回のシンポジウムについてどのように感じましたか。

というものであるが、これはそれぞれ順番に、①「前提知識の教授」に関する質問、②「能動的学修」に関する質問、③「付随的学修」を含む総合的な事項に関する質問、を意図したものである。学生から得られた感想の内容については、(表2)の通りである。なお、誤字脱字の修正を除き、原文のまま掲載したが、重複する感想は省略している。

(表2) 学生の感想

質問事項	感想
①日本の国会、法律の制定過程の説明を受けてどのように感じましたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・法律が暦年ごとに公布された順に番号が付けられているのは知らなかった。また憲法、法律、政令、府令・省令と比べて規則の数は圧倒的に少なくビックリした。 ・初めて知ることばかりだったので、色々と勉強になった時間だったので、少しでも身に付いたので良かった。 ・1つの法律が作られるまでにはとても時間がかかると思った。 ・国民はもっと政治について関心を持ち、政治家については議員を削減し、日本という国の将来についてもっと考えてほしいと思った。 ・官僚が原稿を作り、大臣に渡し、そのまま大臣が原稿を読む。大臣の意味があるのかと感じた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・法律を制定するためには、実は官僚がとても大きな役割を果たしているということを初めて知った。 ・国会議員の必要性に少し疑問を感じたが、官僚が国会で説明したとしても、理解できる国民は少ないと思うので、国民と同じレベルの国会議員が決められた台本に沿った形であっても進めていくことは必要なのかと感じた。 ・国会議員は全員どこかの委員会に属することになっていることを初めて知った。 ・実際には、国会以外の機関も法律制定の過程において、重要な役割を果たしていることを知った。 ・事前に質問を教えてもらわないと答えられないような能力の持ち主が議員になっているのはおかしいと思った。 ・普段私たちが目にするこの無い原案の作成が重要で大変だとわかった。 ・テレビで放送しているもの以外にも知らないうちによくわからない法案が可決されているんだと感じた。 ・立法過程の流れは高校時代、公民の授業で学んだことがあるので、頭に入ってきたし、法律を学ぶ、学ばないに限らず、知っておいてよいだろうと思えるような説明ばかりだった。
<p>②模擬委員会を体験・聴講してどのように感じましたか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・もっと議論をしていると思っていた。発言しない国会議員が寝てしまうのも分かる気がした。 ・一から自分たちでやるとなるととても難しそうだなと思った。 ・模擬国会を体験することで、より身近に感じる事ができた。 ・委員会自体よりもその前の準備が大変だろうと感じた。 ・委員会の流れなどを体験することができ、理解につながった。 ・委員会で可決すべきとなった後、国会で可決するかを決めることを知った。 ・手を挙げて、「委員長」と呼んで、委員長がフルネームで「～君」とあてていくのは、小学生の教室にいるように感じたが、国会でもやっているということは、それが正しいやり方なんだと感じた。 ・何時間かかけてやる国会もあると言ったが、その時間分の濃い内容となっていればいいが、そうではないなら、時間の無駄だと思った。 ・賢い言葉づかいだなと思った。またそれくらい大切なものだなと思った。 ・たまにNHKの中継が放送されていて、1・2回は見たことがあったが、模擬委員会を体験してより身近に感じる事ができた。 ・実際に体験して、国会の人たちはこんなにも難しいことをやっているんだと思うと、大変だと思った。 ・発言しない国会議員が寝てしまうのも分かる気がした。 ・もっと議論をしていると思っていた。 <p>(学生からの要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書などで国会の流れを文章で読んで理解するより、模擬国会を直接目にして、流れについて良く理解ができた。今回取り扱った模擬国会での案件、主張がもともと用意されたものであり、読んで進めるだけといった「作業」的要素が感じられた。もっと簡単な内容でも良いので、理解しやすく模擬国会を体験する本人が納得できるもので進めた方が良いと思う。 ・未経験だったので、話の展開を理解するのに時間がかかった。

<p>③その他、総合的に見て今回のシンポジウムについてどのように感じましたか。</p>	<p>(付随的学修について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国様々な特徴があって、日本にもいい制度があるから、あとは議員がしっかりすればいいと思う。 ・日本とアメリカの議会制度を相対的に見て、比較できたことで理解が深められた。 ・首相と大統領は言い方をかえただけで一緒のものだと思っていたが、大統領制は独裁になる可能性があるのに、大統領制で成功しているのはアメリカくらいだと聞いて、どうしてアメリカはうまくいっているのかと思った。 ・Youtubeの映像は、実際の党首討論を見れてすごいと思った。 ・アメリカは政治設備にお金がかかっていると思った。 ・アメリカの話の方が、日本より、おもしろかった。 ・アメリカは日本と違い、やることが1つ1つ大きいように感じた。 ・日本とアメリカでは議会制度が違ったり、日本の総理大臣は変わりすぎていると思った。 ・イギリスの議場には赤い線があったり、議席の色が緑だったり、特徴があって面白いと思った。 ・イギリスの国会の様子を映像で見て、日本以外の国会を見れてすごかった。日本は堅苦しいイメージだったけど、イギリスもやっぱり似ていて、やじを飛ばすのも似ていた。 ・イギリスの方が、いろいろと若い人が多くて活気があってかっこいいと思った。 ・イギリス議会の開会式が豪華で、日本とは大違いだなと思った。 <p>(総合的な感想)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつもとは違う先生方で興味深かった。 ・参加型の授業で実践的に学ぶのは為になるし良いと思う。 ・国会は何のためにあるのか、本当に私たちの意見を反映できる仕組みなのか考えるきっかけになり、小学生から習ってきた国会は、「国の唯一の立法機関」であるのかという点に疑問を感じた。 ・居酒屋タクシーは初めて聞いた。少し時間があったら調べてみたい。 ・自分の今までの国会や法律についての知識は、ものすごく少なくなくて、新たに知ることがほとんどだった。また州によって、法律が違うのに驚いた。 ・国民が選んだ何も知らない国会議員よりも、テレビでコメントしているコメンテーターや、大学の先生が国会議員をやってくれば良いのにと考えた。 ・難しかったが、自分が知らないことを多く知ることができた。 ・参加型のシンポジウムは眠くならず、最後まで話を聞いた。 ・今回のこのシンポジウムに参加したことで、ニュースを見る目が少し変わると思う。
---	---

2. 学生の感想に対する評価

以上のような感想が、能動的学修として機能したかという点については、後で検討を行い、まずは学生の感想に対する評価を行いたい。

(1) 質問事項①について まず①の質問事項に対する感想を見る限りにおいて、

講義形式の教育ではあるものの、こちら側が伝えたい事柄を概ね理解してもらえたと評価できるように思われる。たとえば、筆者らが重視した「国会以外の機関も法律制定の『過程』において、重要な役割を果たしていること」に関しては、「法律を制定するためには、実は官僚がとても大きな役割を果たしているということを初めて知った」「実際には、国会以外の機関も法律制定の過程において、重要な役割を果たしていることを知った」という感想を得たことなどから、そのことが十分に伝わったのではないかと考えている。

次に「国会での審議」の解説に対しては、特に法律の制定過程に関する多くの感想が得られた。この点は前提知識のなかでも特に重要な点であったことから、学生がいかなる感想を持ったかという点は、能動的学修を行う上でも重要な点となる。学生の感想を見ると、「立法過程の流れは高校時代、公民の授業で学んだことがあるので頭に入りやすく、基本的な仕組みを学ぶことができた」「普段私たちが目にするものの無い原案の作成が重要で大変だとわかった」という感想のように、ある程度は目的が達成できたと思われる。

他方、これは全般的にも言えることではあるが、①についての学生の感想を見ると、いずれも具体的な感想が少ない。時間的な制約、さらに法学部生ではないという点も影響しているようにも思われるが、立法過程に関する広範な知識の習得をシンポジウム一回限りで求めるということにも限界があったのかもしれない。しかしながら、少ないながらも学生から現状の制度に関する具体的な疑問が生まれたことは、能動的学修という見地からすると非常に重要なことではないかと思われる。

(2) 質問事項②について シンポジウムの検討において問題となるのは、この法的知識を前提として、実施した模擬委員会が能動的学修として機能したかという点である。この点を判断する上で特に重要な感想になるのは、②の感想である。

この点、「委員会自体よりもその前の準備が大変だろうと感じた」「委員会の流れなどを体験することができ、理解につながった」「模擬国会を体験することで、より身近に感じることもできた」などの感想から、模擬委員会を体験したことで、その重要性を多くの学生に理解してもらえたといえるだろう。また以上のように、実際の体験を通じて法的知識の理解を深めることができたという感想が見られたことも、評価してよいだろう。また、一部の学生からは、台本を演じるというロールプレイだけではなく、さらにその先の作業を求める意見もあった。シンポジウム形式ではこの意見に応えることは困難であるが、そうした関心を抱いた学生がいたことも、本シンポジウムの収穫である。

以上の点を整理すると、感想②については、学生としては体験型の学修がより身近に感じるようになるとしながらも、未経験であることからもう少し準備期間などが必要であることや、ロールプレイだけではなく、もう少し発展的な体験を行う方がその理解につながるといふ実感を得たところである。

(3) 質問事項③について 最後に付随的学修についての感想と総合的な感想につ

いてであるが、まず付随的学修については、「日本とアメリカの議会制度を相対的に見て、比較できたことで理解が深められた」という感想が得られるなど、それなりの意義があったのではないと思われる。映像資料も好評であったが、能動的学修という点からすると主体性を損ねる可能性もあり、使用の方法については検討すべきであろう。また総合的な感想として、「参加型の授業で実践的に学ぶのは為になるし良いと思う」というように、参加型授業に対する興味を得ることができた。さらに「国会は何のためにあるのか、本当に私たちの意見を反映できる仕組みなのか考えるきっかけになり、小学生から習ってきた国会は、『国の唯一の立法機関』であるのかという点に疑問を感じた」というように、学生自らが疑問を抱くきっかけを与えることができたという点を評価することができよう。

3. 能動的学修の観点からの若干の検討

(1) 評価点 先にみたように、能動的学修を「学生が主体的に考えることを可能とさせる学修」という意味で理解した場合、ほとんどの学生の感想を見る限り、模擬委員会が能動的な法学学修として一定の機能を果たしたとあってよいように思われる。つまり、学生にとっては、講義型の授業で得た知識を活かす機会として、ロールプレイという形式でそれを実際に体験し、演じてみることで、その知識を「主体的に」深めることができたのではないかと考えられる。たとえば、①「前提知識の教授」に関する質問について、「国民はもっと政治について関心を持ち、政治家については議員を削減し、日本という国の将来についてもっと考えてほしいと思った」「国会議員の必要性に少し疑問を感じたが、官僚が国会で説明したとしても、理解できる国民は少ないと思うので、国民と同じレベルの国会議員が決められた台本に沿った形であっても進めていくことは必要なのかと感じた」といった感想は、「主体的に」疑問を提起できたよい例ではないかと考えられる。また②「能動的学修」に関する質問について、「模擬国会を体験することで、より身近に感じることができた」「委員会の流れなどを体験することができ、理解につながった」という感想は、模擬委員会の体験を通して、「主体的に」理解することができたよい例ではないかと考えられる。さらに③「付随的学修」を含む総合的な質問について、「日本とアメリカの議会制度を相対的に見て、比較できたことで理解が深められた」という感想も、「主体的に」理解することができたよい例ではないかと考えられる。以上のことを踏まえれば、本シナポジウムにおいて行った学修は、能動的学修として機能したという評価を行うことが可能ではないかと考える。

(2) 反省・改善点 ②の「能動的学修」に関する感想のうち、「……読んで進めるだけといった『作業』的要素が感じられた」という感想は反省・改善すべき事柄であろう。単に演技を「やらされた」という感覚を抱かせてしまったのであれば、それは能動的学修ではなく受動的学修だからである。確かに、学生により「主体的に」学修してもらうために、学生自身の準備作業も含め、もう少し教員と学生が努力するこ

とも必要であったかもしれない。ただし、この点で注意すべきことは、模擬国会というツールを用いて何を学ばせたいのかを教員が明確にすることである。模擬国会の意義は、①議会のルールを知り、法律ができる過程を知ること、②法律案に含まれるテーマについて学修することにある。今回のシンポジウムにおいては、①に重点を置いていたが、学生によっては②の意義を求めていた可能性もあり、その場合はもっぱら「演技をやらされた」という感覚になるのも当然である。だが、それは失敗ではなく、今後の学修意欲を盛り立てるシグナルとして捉えるべきである。そのためには、法案そのものに含まれる問題背景や議論の状況などについて、主体的な学修と発表の機会を設ける必要がある。

また、単純に現実感覚に乏しく、リアリティのない中で「演技をやらされた」という場合も考えられる。そうした場合については、まさにシンポジウムで行った「前提知識の教授」—「能動的学修」—「付随的学修」が相互に関連していることが理解されなかったためであると考えられる。前提知識を得る中で議会や立法過程のイメージを描き、当事者意識を持って能動的学修に臨み、付随的学修でさらに理解・関心を深めるというパターンに入り込めるよう、それぞれの担当者がお互いに教授・学修の内容・方法を再検討する必要がある。こうした点が今後の課題となろう。

なお、実際に学生の習得度や「主体的に」考えているかどうかを判定するには、本稿で扱ったような学生の感想を通じてではなく、事前・事後の意識の変化を調査したり、試験などを行ったりしたほうが、客観的な数値で判断できたのかもしれない。特に授業後のフォローアップは不可欠であろう。しかしながら、今回は、シンポジウムという限定された時間内の企画であるという限界もあり、感想を評価することにより学生の習得状況判断の指針とせざるを得なかった。もっとも、準備やフォローアップの方法についても、教材や指示の仕方など具体的に検討すべき余地があり、課題の大きさを再認識させられる結果となった。

なお、演習科目などを通じて1つの科目として模擬国会を行う場合には、試験による評価も考えられるが、試験を意識するあまり、教科書的な知識の暗記に走らせてしまうことのないような注意が必要である。模擬国会を実施するといっても、必ずしも政治家を養成しようとするものではない。主権者国民として、国会の動きを知り、関心を持って国会を見る目を養うだけでも、法学学修としては一つの成果といえよう。

IV | おわりに

能動的学修とは「知的に成長する課題解決型」の学修であり、「主体的に」考えることを可能とさせる学修である。そのため、学生の感想にもあったように、今回のシンポジウムで行ったような台本を用いる形式ではなく、実際にその台本自体も学生自身が作成することが望ましいと思われるかもしれない。しかしながら、「模擬国会」は既存の台本を利用することも、台本を作成することも可能な、汎用性のある試みで

ある。したがって、学生のレベルや学修状況に応じて、臨機応変に利用すべきである。他大学で実施している模擬国会や法案作成は本格的なレベルのものであるが²⁰⁾、それぞれ3ヶ月程度の期間を要し、また、前年度の学生が指導役となるなど、一朝一夕に実現できないものである。しかし、それぞれの状況にあった活用の仕方は可能であり、いずれ実現する到達点として他大学の状況を参照することが、実施にあたってより効果的となろう。

また今回のように、法学部ではない学生を対象にする場合、導入的にまずはロールプレイ型の能動的学修を行うことで、法学的知識をさらに成長させることが可能であり、学生にとっても意義のあるものになると思われる。こうしたことから、今回の椋山女学園大学のシンポジウムは、今後につながる第一歩となるといえるのではないだろうか。

最後に、本企画に協力して頂いた椋山女学園大学の教職員の方々、当日参加した学生諸君に感謝の意を表したい。

〔付記〕本稿は、平成25年度文教協会調査研究助成金「法学教育における能動的学修プログラムの開発——模擬国会を用いた臨床法学教育の試み」(研究代表者：岡田順太)による成果の一部である。

- 注 1) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1319183.htm. なお本稿で参照したウェブサイトの最終閲覧日は、いずれも2013年10月8日である。
- 2) 同上・3頁。
- 3) 同上・4頁。
- 4) 同上・22頁。その他、学説では、「一方向的な講義形式に代表される受動的学習に対して、学生に主体性を持たせて自らの思考を促進しようとする能動的学習」(大橋健治「アクティブ・ラーニングの試み」筑紫女学園大学紀要第5巻(2010年)217頁)、「自己調整学修(Self-regulated learning)」の視点から、「『学習者が目標設定をしてその達成のためのプランをもち、プランの各段階における自己の状態をモニタリングして学習行動をコントロールし、評価する過程』として、また同時に、『学習のそれぞれの段階において、動機づけと学習方略(情報の符号化や社会的援助の要請など、学習遂行を実現するための能力・スキルの実行計画)、メタ認知(モニタリングやプランニングなど)を発動させる過程』」(中山留美子「アクティブ・ラーナーを育てる能動的学修の推進におけるPBL教育の意義と導入の工夫」21世紀教育フォーラム8巻(2013年)14頁)、などと定義するものもある。
- 5) なお、「仮にその新規性(果たして本当に新規なものであるかどうかは疑問が残るとしても)を差し引いたとしても、クリティカルな分析が十分になされたものだと見なすことのできないような、曖昧さや混乱をその中に含みもった荒削りなものであり、「曖昧な要素がそこには多分に含まれている」とする批判的な見解もある。須長一幸「アクティブ・ラーニングの諸理解と授業実践への課題——activeness概念を中心に」関西大学高等教育研究創刊号(2010年)1-11頁。
- 6) 「審議まとめ」・前掲注1)3頁。
- 7) 同上、4頁。
- 8) 中山・前掲注4)14頁。

- 9) 山地弘起・川越明日香「国内大学におけるアクティブラーニングの組織的実践事例」大学教育機能開発センター紀要第3巻(2012年)67頁等を参照。
- 10) 「審議まとめ」・前掲注1)1頁。
- 11) 筆者らの取組みとして、大林啓吾・岡田順太・岩切大地・横大道聡「法学教育における模擬裁判の実践——漫画規制を通して憲法問題を考える」帝京大学情報処理センター年報14号(2012年)65頁を参照。
- 12) 総論として、①岡田順太「模擬国会のすすめ——立法政策論の実践的構築の試み」総合政策論集6巻1号(2007年)133頁、②横大道聡・岡田順太・岩切大地・大林啓吾・手塚崇聡「模擬国会の教育的意義——初等・中等教育における実践を中心に」鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要23号(2014年予定)を参照。具体的な実践報告として、③岡田順太「模範議会2010——記録と資料」白鷗大学論集26巻1号(2011年)391頁、④岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡「模範議会2011——記録と資料」白鷗大学論集27巻1号(2012年)353頁、⑤岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡「国会質疑の技法——模範議会2012の手引き」白鷗大学論集27巻2号(2013年)255頁、⑥岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡「模範議会2012——記録と資料」白鷗大学論集28巻1号(2013年)377頁。「模擬国会」の教育効果については、特に①と②論文を参照願いたい。
- 13) 前掲注12)の②論文を参照。
- 14) 本大学は、法学部を有しない大学であり、また女子大学という特色を持っているため、一般的な大学とは異なるが、そこにおいて模擬国会が機能するならば、一般的な大学でも応用可能であると考えられる。
- 15) 本シンポジウムでは、ここまで本格的に行っていないが、こうした模擬国会の実践については、前掲注12)の③、④、⑥論文を参照。
- 16) このプログラムは、参議院が広報活動の一環として小・中学生向けに実施しているものであり、同プログラムでは、実際に模擬法案を選択して模擬国会を体験することができる。今回のシンポジウムでは、そこで用いられている景観法案の台本を用いた。本文中で述べたように、今回は法律案の審議過程を学ぶことに重点を置いたため、それほど分量が多くない台本を用いたほうが教育効果を見込めると考えたためである。
http://www.sangiin.go.jp/japanese/taiken/t_program/t_program.html
- 17) 具体的には、法案提出権を持っているのは上下両院の議員であり、大統領にはそれがないこと、法案起草については議会スタッフの補助があること、委員会の審議については各常任委員会で本会議へ提案する議案の採否が決められること、本会議の審議については下院と上院における修正案の提出方法が違うことなどを説明した。
- 18) 具体的に、大統領と立法については、大統領の一般教書演説、ホワイトハウスの重要性など、また立法をめぐる様々な問題については、合衆国銀行、禁酒法、中絶規制などの点に焦点を当てて説明を行った。
- 19) 主にイギリス議会ウェブサイト(<http://www.parliament.uk/>)およびYouTubeのイギリス議会チャンネルを用いた。イギリス議会ウェブサイト上では、立法過程をシミュレーションすることができ、また実際の党首討論の状況などを視聴することができる。
- 20) 前掲注12)の①、③～⑥論文を参照。

---【著者略歴】---

手塚 崇聡 (てづか たかとし)

1981年 長野県生まれ

所 属・現 職 椋山女学園大学現代マネジメント学部現代マネジメント学科・講師
 最終学歴・学位 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学・修士
 (法学)

所 属 学 会 日本公法学会, 憲法理論研究会, 全国憲法研究会, 憲知研など
 主 要 業 績 「カナダ憲法解釈における未締結条約の参照—1990年 Keegstra 事件
 最高裁判所判決以降の展開—(1)(2)(3)」『社会とマネジメント』8巻
 1号(2010年)55頁, 同9巻1号(2011年)19頁, 同10巻2号
 (2013年)41頁
 「憲法解釈における未締結条約参照の可能性—カナダ最高裁判所
 における Dickson Doctrine の意義—」『法学政治学論究』84号(2010
 年)103頁
 『時事法学〔新版〕』(北樹出版, 2011年)(共著)ほか

岡田 順太 (おかだ じゅんた)

1973年 東京都生まれ

所 属・現 職 白鷗大学法学部, 同大学大学院法務研究科・准教授
 最終学歴・学位 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学・修士
 (法学)

所 属 学 会 日本公法学会, 比較憲法学会, 日本アーカイブズ学会, 憲知研など
 主 要 業 績 『要点演習 行政法(第4次改訂版)』(公職研, 2013年)(単著)
 『歴史から読み解く日本国憲法』(法律文化社, 2013年)(共著)
 『震災と日本の法政策』(丸善プラネット, 2013年)(共著)ほか

岩切 大地 (いわきり だいち)

1979年 大阪府生まれ

所 属・現 職 立正大学法学部・准教授
 最終学歴・学位 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学・修士
 (法学)

所 属 学 会 日本公法学会, 憲法理論研究会, 全国憲法研究会, 憲知研など
 主 要 業 績 『憲法教室』(法律文化社, 2013年)(共著)
 『時事法学〔新版〕』(北樹出版, 2011年)(共著)
 『新版 法学の基礎』(成文堂, 2010年)(共著)ほか

大林 啓吾 (おおばやし けいご)

1979年 那覇市生まれ

所 属・現 職 千葉大学大学院専門法務研究科・准教授
 最終学歴・学位 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程修了・博士(法学)

所 属 学 会 日本公法学会, 憲法理論研究会, 全国憲法研究会, 憲知研など
 主 要 業 績 『アメリカ憲法と執行特権』(成文堂, 2008年)(単著)
 『現代アメリカの司法と憲法—理論的対話の試み—』(尚学社, 2013
 年)(共編著)
 『憲法.com』(成文堂, 2010年)(共編著)ほか

横大道 聡 (よこだいどう さとし)

1979年 新潟県生まれ

所 属・現 職 鹿兒島大学教育学部・准教授
 最終学歴・学位 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学・博士
 (法学)

所 属 学 会 日本公法学会, 憲法理論研究会, 全国憲法研究会, 憲知研など
 主 要 業 績 『現代国家における表現の自由』(弘文堂, 2013年)(単著)
 『地域に学ぶ憲法演習』(日本評論社, 2011年)(共編著)
 『表現の自由 I—状況へ—』(尚学社, 2011年)(共著)ほか